

パテントフロンティアの開拓に向けて（案）
（分野別知的財産戦略）

資料2

2007年11月21日

知的財産戦略本部

知的財産による競争力強化専門調査会

はじめに

- 1．我が国経済が今後とも競争力を維持し持続的な経済成長を図っていくためには、イノベーションを伴う独創的かつ革新的な研究開発を推進し、その成果を社会に還元するメカニズムの構築が不可欠である。これは「知の創造活動を活性化し、成果を適切に保護・活用し、そこから得られた収益を新たな知の創造活動につなげていく」という「知的創造サイクル」の実現に向けた取組に他ならない。その意味で知的財産戦略が我が国成長戦略の鍵を握っていると言えよう。
- 2．これまで、内閣総理大臣を本部長とする知的財産戦略本部は「世界最先端の知的財産立国」を目指して様々な制度改革や環境整備を行い、産業界、学会、司法界始め国民各層においても多面的な取組がなされてきたところである。我が国が厳しい国際環境に立たされている今日、こうした努力の実効を上げるべく知的財産を活用した国際競争力強化戦略を積極的に推進すべき時期を迎えている。
- 3．もとより我が国経済社会の抱える諸課題を克服し将来にわたり大きな発展性を有する技術分野に係る戦略を抜きにして「知的財産立国」は実現しない。このため本年5月に決定された「知的財産推進計画2007」において、科学技術基本計画で定めた重点推進分野である「ライフサイエンス」、「情報通信」、「環境」、「ナノテクノロジー・材料」の4分野について競争力強化の観点から分野別の知的財産戦略を策定することとされた。
- 4．この4分野においては、いずれも知的財産制度や知的財産戦略が技術開発、新市場や新ビジネスモデルの開拓、ひいては産業競争力全体に大きな影響力を有している。強みを有する部分の競争力を維持発展させ、一方で未だ十分に開拓されていない技術力を引き出し、弱い部分の競争力を高めていく。それらを実現すべく4分野の知的財産戦略の構築が求められたのである。

- 5 . 本専門調査会はこうした要請を受け 8 月末より審議を開始し、短期間ではあるが精力的に検討作業を行った。まず 4 分野における産業実態の相違や知的財産上の固有の問題への対応が必要との観点から、分野ごとにプロジェクトチームを設置して専門的な調査検討を行い、各々の現状、課題及び対応方策を整理して分野別に報告書を取りまとめた。
(別添、分野別プロジェクトチームの報告書を参照)
- 6 . これを受け、10 月末の本専門調査会において各報告書に示された諸課題等を総合的に検討したところ、分野共通の課題も相当数あるのみならず、その重要性から見て我が国の知的財産の全体戦略の中で位置付けるべき問題の多くが包含されているものと判断した。このため本調査会としては今回の報告書の取りまとめに当たり、各分野固有の課題を念頭に置きつつも我が国として今後取り組むべき知的財産に係る全体戦略の構築を視野に入れつつ、基本的な戦略及び取組の在り方を示すこととした。
- 7 . 今後は本報告書を踏まえ関係各方面において具体的取組が進められることを期待する。また本専門調査会としても更に議論を深めるべき問題や 4 分野以外にも視点を広げて引き続き競争力強化の観点から我が国の今後の知的財産戦略の在り方につき検討を進めていくこととしている。

．各分野の知的財産上の特性と競争力の現状

1．ライフサイエンス分野

知的財産上の特性

一製品少数特許、基本特許の重要性

比較的少数の特許によって幅広く技術が抑えられる傾向にあり、これを迂回することが困難なことも多い。このため競争力の観点からは「基本特許」を取得する意義が大きい。(基本特許については、8頁を参照)

知的財産の保護の重要性と公共性

基礎研究に膨大なコストを要しリスクも大きい一方、完成した技術の模倣が容易なため知的財産として保護することが研究開発推進の上で大きな意味を有している。他方、公共性の高い医療などでは知的財産の保護が過度に及ぶと社会経済的にマイナスの影響を及ぼしかねない。このため、こうした二つの側面を十分に考慮した制度選択が常に求められる。

代替性の乏しい汎用的な実験手段利用の必要性

ライフサイエンスの研究開発では、代替性が乏しい一方で汎用的なリサーチツール(遺伝子改変マウス等代替性の乏しい実験用動植物等)を利用せざるを得ない場合が多く、既に特許化されているリサーチツールの円滑な利用の確保が研究開発推進の一つの鍵となっている。

現状

欧米との格差

我が国の特許出願件数を見ると欧米に水をあけられ、また医薬の開発品目数でも欧米が着実に増加しているのに対し、我が国では減少傾向が続いている。科学技術振興機構の調査では我が国は研究水準、技術開発水準は高いが、産業技術力が弱いとされている。

技術革新による新市場の開拓が進展

他方で、バイオ関連技術などの技術革新の進展が著しく、遺伝子組換え生物やナノテクノロジーを用いたDDS(ドラッグ・デリバリー・システム)(注)の実用化等、医療技術、医薬、食品を始め様々な分野で新技术による新分野、新用途の開拓が進んでいる。

(注)DDS(ドラッグ・デリバリー・システム): ナノサイズのカプセル等を用いて薬剤を患部に効率的に運び、患部のみを狙ってその効能を発揮させる医療技術。

2. 情報通信分野

知的財産上の特性

一製品多数特許

一つの製品に数百から数千、ときには数万の特許権が関係する場合があります、一企業で関連特許を独占することは難しい。したがって、技術開発や製品の事業化を図る上で複数の企業で相互に特許権を利用せざるを得ない。

相互接続性（相互運用性）の確保

この分野では広くつながって初めて価値を生むものが多く、例えば個々の製品や部品ごとに互いの機能呼び出すプロトコル等のルールが未統一であれば相互接続できずにシステムとして機能しない。このことから、技術標準の果たす役割が大きくなっている。

現状

権利者の分散と錯綜する権利関係

要素技術の多様化、製造方法の複雑化等により知的財産の権利者が分散し、権利関係の錯綜化が進んでいる。その結果、企業間のクロスライセンスでは対応が困難となる事態が増えており、互いの技術を束ねて基盤技術化した上で利用し合う枠組みづくりが重要となっている。我が国は基盤技術を構成する要素技術に関しては強みを有しているものの、基盤技術化する取組は欧米に遅れている。

ネットの普及とソフトウェア・イノベーションの進展

ソフトウェア技術の発展を背景として、検索エンジンを始めネット上の Web サービスを主体とした新しいビジネスモデルが数多く生まれマーケットも拡大している。我が国においては組込みソフトウェアは機器と一体となって競争力を維持しているものの、ソフトウェアを活用した新たなビジネスモデルの創出は立ち遅れている。

OSS（オープンソースソフトウェア）の浸透

Linux に代表されるOSS（注1）が我が国の家電業界を始め様々な産業分野に浸透しつつある。しかし、このOSSのライセンス方式であるGPL（注2）等の文言や解釈によっては、著作権確保が前提となっているコンテンツを扱うデジタル家電等のビジネスモデルに悪影響を及ぼすおそれが生じている。

（注1）OSS：ソフトウェアのソースコードを公開した上で、当該ソフトウェアの自由な複製・改変・頒布を第三者に認めるもの。

（注2）GPL：General Public License の略で、OSSの代表的なライセンス形態の一つ。ライセンス者がソフトウェアを改変した場合に、当該改変部分のソースコードを公開し、

同一条件で誰もが使えることを条件として、ソフトウェアの複製、改変、頒布をライセンスに対して許諾するもの。例えば、Linux を使ってシステム化し、そこに Linux と関係ないプリンタードライバソフトウェアを組み込んで一体化した製品を作った場合、一体化の度合いによっては当該プリンタードライバソフトウェアを含む全体のソースコードを公開しなければならない場合がある。

権利濫用的な事例の出現

近年、米国を中心にいわゆる「パテント・トロール」と呼ばれる知的財産権の権利行使の態様が問題となっている。「パテント・トロール」を定義することは難しいものの、一般的には「研究開発や製造販売を自らは行わず、他者から購入した特許権を権利行使して利益を上げることがを主な目的とする企業・団体・個人が差止請求権等を武器にして高額のライセンス料や和解金を得る行為」とされており、本来の知的財産制度の目的を逸脱して産業の発展に悪影響を与えているのではないか、との指摘がなされている。

3. 環境分野

知的財産上の特性

環境政策目標などへの対応等ニーズ指向性が高い

政府規制や誘導的措置といった政策的措置の水準に合致した新技術や新製品の新たな市場が創出される場合が多く、経済合理性の範囲内であれば高い目標水準の設定が技術開発力の強化にもつながることとなる。

二つの技術領域（先端的技術領域と地域技術領域）の存在

グローバルな環境問題に対応するような「先端的技術領域」では燃料電池等の開発をめぐる国際競争が激しく、開発リスクも高い。一方、水質浄化技術など途上国等の地域の特性などに対応する「地域技術領域」では要求される技術レベルは相対的に低いですが、ニーズに対応したきめ細かい対応が求められる。

現状

世界的なニーズの高まり

地球環境問題への対応や循環型社会の構築など、世界的に環境問題への取組が高まっており、地球環境や地域の環境を守るために我が国の有する優れた環境技術を導入しようというニーズは今後ますます高まっていくものと考えられる。

不十分な国際展開

我が国の環境技術を世界に普及させ、国際的な環境問題に貢献していくことが我が国の国際競争力強化にもつながってくる。しかし、これまで我が国企業の国際展開は外国特許出願件数や国際標準策定への参画度を見ても十分とはいえない。

4 . ナノテクノロジー・材料分野

知的財産上の特性

シーズ指向性が高い

長期にわたる地道な基礎研究が従来技術の延長に留まらない不連続な技術の変化を生み、これが新材料開発などのイノベーションや予想外の新たな用途開発につながっている。このため、幅広い産業分野に応用可能な革新的技術シーズの創出が重要となっている。

実用化まで長期間が必要

実用化まで長期を要し、基礎研究段階では製品化の道筋が全く見えない状態で成果の特許化せざるを得ない一方、製品化の段階では特許の存続期間が満了している可能性が高い。例えば、1991年に発見されたカーボンナノチューブは特許権満了が間近になった最近に至りようやく大規模な応用が花開こうとしている。したがって、基本的な発明等に係る基本特許だけでなく、実用化過程での特許戦略が重要となっている。

基礎研究と実用化開発の仲介機能の重要性

この分野においては新たな用途開発の担い手たる企業と基礎研究の担い手たる大学等研究機関とを結びつけ、実用化開発を連携して推進させることが不可欠である。両者を仲介する機能を有するTLO（技術移転機関）、大学知的財産本部やベンチャー企業の役割は極めて重要である。

現状

基礎研究は欧米に比して優位、用途開発では米国に遅れ

我が国は各国に先駆けて本分野の研究開発に取り組んできた結果、基本特許の件数や質を見ると研究開発の水準は優位を確保しているとされている。しかし、用途開発の面では米国に相当水をあけられ、その競争力の回復が急務とされている。

産学連携の進展と課題

これまで産学連携に関する様々な制度改正や体制整備が行われ、企業と大学との共同研究件数を始め国内外の特許件数を見ても相当の進展があったものと考えられる。しかし、上述のような用途開発の遅れ等の状況の中で大学、企業、仲介機能を有する機関の3者の連携の強化が求められている。

パテントフロンティアの開拓

イノベーションの連続的な創出を促進して国際競争力を強化することは、先端的技術領域でより独創的な技術を開発し、その技術を新たなビジネスに活かすことでグローバルな市場を勝ち抜く力を獲得することにほかならない。これを実現するためには、より大きくかつ力強い「知的創造サイクル」を実現し、知的財産の創造・保護・活用を従来以上に活性化していくことが不可欠である。今回の4つの最先端重要技術分野における検討の結果、「知的創造サイクル」を次の3つの方向に大きく舵を切る必要があると考えられる。

第一に、基本特許につながる、より独創的な技術を目指して新たな研究分野に挑戦すること。（「技術フロンティア」（創造）に向けた拡大）

第二に、得られた最先端技術を的確に保護する知的財産制度の実現を追求すること。（「制度フロンティア」（保護）に向けた拡大）

第三に、知的財産を活かして新たなビジネス、新たな市場の開拓に挑戦すること。（「市場フロンティア」（活用）に向けた拡大）

以上の3つのフロンティアを同時かつ一体的に追求する「パテントフロンティアの開拓」を、今後我が国が取り組むべき知的財産戦略の基本理念とすべきである。

基本戦略

1. 基本特許（上流）を確保し、幅広く（下流まで）技術を押さえる

ライフサイエンス分野、特に医薬品では原則として一つの特許が製品すべてを支配する実態となっており、ナノ・材料分野でも例えばフラーレンという物質の単一特許が産業各分野への製品展開を支配している。情報通信分野では一つの製品に多数の特許が関わるが、その中でも有力な特許を中心に特許網が構築され他者の特許権の強弱に応じてライセンスの選択的許諾が行われる事例が多い。

このように分野に応じてパターンは異なるものの、各分野における中核的な特許を「基本特許」と総称している。これまで欧米に水をあけられがちであった基本特許の取得を加速し、これをベースに応用技術を押さえ、製品展開を主導的に進めていくべきである。

2. 知的財産を活用して新たな市場・ビジネスモデルを切り開く

新分野や新市場の開拓は経済の活力を維持し成長を図っていく上で不可欠の要素であり、新たな発明を権利化して一定期間当該新市場における独占権による参入障壁を与えられることは、研究開発の大きなインセンティブでもある。知的財産はこの面で大きな役割を担っている。

他方、新しいビジネスモデル等においては従来の法律や制度では想定していない問題が発生する場合もあり、これに迅速に対応しなければイノベーションの促進を阻害するおそれもある。このため知的財産制度が新分野、新市場の開拓を後押しするよう、技術やニーズの変化を踏まえた制度整備を図っていく必要がある。

3．優れた技術を集約した共通基盤技術を円滑に利用する

情報通信を始め様々な分野において「共通基盤・インフラ的技術は標準化などを進めて相互に利用し合い、個別技術の部分については差別化、囲い込みにより利益を確保する」という戦略が国際的に有力になりつつある。これは権利者が分散し権利関係が錯綜し、ライセンス手続きの煩雑化やコストの上昇を招いて、事業活動に悪影響を与えているためである。

我が国としても欧米に先んじて優れた要素技術を集約し積極的に共通基盤化を図っていくとともに、国際標準化等についても主導権を発揮するなど戦略的な取組を強化していくことが重要となっている。

4．ベンチャーを含む中小企業において知的財産を積極的に活用する

中小・ベンチャー企業は、産業の基盤を担うとともにイノベーションの担い手として重要な役割を果たしている。ただし、一部の中小企業者は従来知的財産マインドがやや希薄な面があったとされている。これらの企業が知的財産戦略を強化し優れた技術を権利化・活用することを通じてより大きな付加価値を実現していくことは、新たな産業の創出、地域経済の活性化等にとって極めて重要であるのみならず、世界最先端の知的財産立国の実現のためにも不可欠な要素である。

5．国際展開を促進する

国際的な諸課題やニーズに対応していくためには優れた技術の国際的な普及を図っていく必要がある。同時に、模倣品の生産流通を抑止し、投下した資金を回収して研究開発への再投資を行うためにも、諸外国における知的財産権の確保による保護強化は重要である。我が国でのみ知的財産権を取得し外国でこれを取得しなければ技術が海外に流出することにつながるだけでなく、我が国においてのみライセンス料の負担を求めることになるため製造拠点の海外流出につながるおそれがある。また、模倣品・海賊版が逆輸入されたり、第三国に輸出され、我が国の潜在的市場を侵す可能性がある。

配慮事項

知的財産権の権利行使の在り方

これまでの知的財産立国の実現に向けた様々な対策の結果、我が国における知的財産制度や体制については改革が一定程度進展し、成果を上げてきている。今後とも追い上

げ急な新興諸国との関係も考慮すれば、我が国が取り組んできた知的財産権の重視という戦略は基本的に堅持すべきである。ただ本来の知的財産制度の目的を逸脱するような権利濫用と見られる事例については、知的財産権の正当な権利行使を尊重しつつも、公益性、産業活力全体の観点に配慮した対応が求められる場合がある。

．具体的取組

1．基本特許（上流）を確保し、幅広く（下流まで）技術を押さえる

【課題】

大学等の研究機関は、基礎研究を充実させて基本特許につながるような革新的技術シーズを効率的に生み出す役割を果たすことが期待されているが、現実には成果を得るのに長期間を要する基礎研究より出口指向の研究に傾斜しがちであるとの指摘がある。

また、共同研究に係る知的財産に関する考え方が産学間で異なっているため、その成果が円滑に事業活動につながっていない場合があるとともに、産学の仲介機能を有する大学知的財産本部やTLOのパフォーマンスが十分とは言えない面もある。

さらに実験用のリサーチツールに係る特許の利用条件等が不明確であるため、ライフサイエンス分野の研究開発の円滑な推進に支障を生じ得る状況となっている。

(1) 基礎研究の戦略的重点化を行う

目的基礎研究に関する競争的資金の配分においては、技術フロンティアを開拓する研究に資金が適正かつ効果的に配分されるよう審査・評価基準を整備する。その際、パテントマップや技術戦略マップの活用を含めた幅広い情報に基づき、有効な基本特許を取得できる研究領域であるかどうかとの知的財産戦略上の観点も評価項目とする。また、独創的な研究を促進するため、若手研究者への支援並びに萌芽的研究及び異分野融合研究への支援を拡充する。

(2) 産学の有機的な連携を強化する

大学の基礎研究の成果や産学共同研究の成果について、産業分野の特性や大学の実情に応じた多面的な視点から契約上のライセンスの取扱いを産学で更に追求するよう促す。例えば、大学においては特定の企業に対し一定期間の独占権を設定する一方で期間満了後には他の企業に独占権を設定することとしたり、企業においては大学の成果のすべてを囲い込むのではなく、実施に必要な範囲でのライセンス許諾を得るなどの対応が産学において必要に応じて行われるべきである。

また、産学官の相互理解を進めるため、大学と企業の双方の研究者、経営者が意見交換を行う場の活性化や相互の人的交流を促進する。

(3) 大学知的財産本部やTLOの機能を強化する

大学における研究成果の出願やその後の管理について、グローバルな権利活用の中

面をも想定した質の高い知的財産権につなげていくよう、大学知的財産本部やTLOの機能強化を促す。また、特許の質の見極めや企業ニーズと基礎研究の仲介等を行うことのできる「目利き」人材を育成・確保するとともに、ワンストップサービスによる手続きの簡略化を図るなど大学の潜在力を最大限に発揮させるとともに産学双方にとって効果的・効率的な連携を可能とするような運営体制をさらに整備するよう促す。

以上のような機能強化に向けて、それぞれの大学知的財産本部やTLOが大学ごとの特色や地域における自らの役割を明確化し、中期的な事業計画を策定して事業の目標、収支の見通し等を明らかにした上で、客観的な評価基準を設定して定期的の実績のレビューを行い、その結果を公表するなどして透明性を確保するよう促す。それを踏まえ、更なる改善に向けた取組や、目標達成のために必要な体制整備、統廃合を含めた組織の効率化を促すとともに、大学または地域における支援の在り方に係る検討を促進する。

(4) リサーチツールを円滑に利用しやすい環境を整備する

リサーチツールの円滑な利用を確保するため、総合科学技術会議の「指針」(注)に従い、リサーチツール特許や特許に係る有体物等について、その使用促進につながる情報に関する統合データベースを早急に構築する。具体的には、データベース構築担当省庁を早急に明確化してシステム開発に着手するとともに、大学・研究機関の保有する情報が当該データベースに円滑に登録・更新されるための関係省庁の協力体制を構築する。

また、「指針」の普及を図るため、ライフサイエンス分野における政府資金を原資とする研究開発の公募要領に本指針に従う旨を盛り込み、その実施状況のフォローアップを行う。

(注)正式には「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針」(2007年3月総合科学技術会議)

2. 知的財産を活用して新たな市場・ビジネスモデルを切り開く

【課題】

技術革新が進展する中、知的財産制度上の隘路が解消されないとイノベーションの創出は実現できない。知的財産制度やルールが未整備であったり現在のビジネス実態と乖離していることにより、新たな事業の円滑な活動に支障が生じている例が見受けられる。

また、新たなビジネスモデルを世界に先駆けて構築するためには、独創的なアイデアと実行力を有するクリエイティブな人材が求められているが、我が国はこのような人材を十分輩出できていない。

(1) 新技術に対する権利の保護対象・保護期間を見直す

特許権の存続期間延長制度に関して、カルタヘナ法（注）上の遺伝子組換え生物の使用の承認に係る手続きを加えるなど、承認等の薬事法上の医薬品の承認や農薬取締法上の農薬登録以外の手続きに拡大すること、DDSのように革新的な製剤技術を用いた剤型のみが異なる革新的医薬も対象とすることなど、延長制度の対象の見直しのほか、延長の要件、延長する特許権の数及び回数、延長された特許権の効力範囲などを含めた制度全般の在り方につき、国際的な動向等も踏まえつつ、可及的速やかに総合的な検討を開始し、結論を得る。機能性食品等に関連する用途発明に関しては、研究開発の動向や国際的な保護の状況等を踏まえ、その保護の在り方についての議論を行い、その結果に応じて必要な方策を講じる。

（注）正式には「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」

(2) 先端医療技術の最適な特許保護の在り方を追求する

医療分野における特許権の保護対象の在り方については、医療技術の発展を図る必要がある一方で、本分野が国民の生命や健康に関わり社会経済的にも重要な問題であることから、慎重な配慮が必要である。近年特許審査基準の改訂を重ね、保護対象として培養皮膚シートなど医療材料の製造方法や医療機器の作動方法等を追加してきたところであるが、その運用状況を注視しつつ、今後とも先端医療分野における技術動向や諸外国における議論の動向について情報の収集・分析を行い、上記二つの要請のバランスの上に立った最適な制度の在り方を引き続き追求する。

(3) 新技術の事業化に係る制度的問題を解消する

ネット上に存在するウェブサイトから必要な情報を検索するビジネスモデルとして検索サービスが普及しているが、ウェブサイトの収集等に当たり事前に権利者からの

許諾を得ることが現実的には不可能であり、著作権侵害に該当しかねないとの問題を解消するため、早急に著作権法改正等の所要の措置を講じる。また、この問題を契機として、新しいビジネスの展開に著作権法等の法制度が過度の制約とならないよう、米国著作権法におけるフェアユース規定等を参考としつつ、権利行使に関して調整する包括規定の導入の可否などについても検討する。

(4) 新たなビジネスモデルに係る知的財産上の問題を払拭する

ソフトウェアの機能をオンデマンド方式でユーザーに供給する新たなサービスであるASP (Application Service Provider) やSaaS (Software as a Service) においては、ユーザーが提供したデータをサービス提供事業者が処理した上で蓄積することとなる。この場合、当該処理を行うソフトウェアに係る著作権が侵害されるおそれがあることを理由に当該サービス提供事業者が他の事業者へのデータの移管を拒むことにより、ユーザーが特定のサービス提供事業者と固定的な取引を余儀なくされてしまうといった問題が生じている。ASP、SaaS事業の円滑な発展を図るためには、知的財産権に関する契約ルールを整備することが急務である。このため、契約の雛型や知的財産の取扱いに関するガイドラインを早急に作成し、その普及を図る。

(5) OSSへの円滑な取組を確保する

OSSは、調達の透明化、コストの低減等の観点から有意義であるとされているが、GPL ver.3では当初著作権管理機能の使用禁止条項が盛り込まれていたところ、このような条項があるとコンテンツビジネスや組込みソフトウェアを扱う企業のビジネスモデルが成立しない可能性も指摘されている。このため、GPL ver.3の文言解釈に係る問題を早期に解決するとともに、新しいOSSやライセンス方式の作成に関して、組込みソフトウェアを始め競争力を有する産業分野に混乱が生じないように、ビジネスの実態を踏まえつつ積極的に関与していくべきである。我が国がリーダーシップを発揮して新しいOSSや新しいライセンス方式を提供できるよう関係者による一層の努力を促す。

(6) スーパークリエイターを育成する

独創的なアイデアと実行力を有するスーパークリエイター的な人材の発掘・育成を支援し、ソフトウェアの新たなアイデアや新たな活用形態を我が国で創出して世界に向けて発信していく仕組みを強化する。具体的には、優れた実績と能力を有するプロジェクトマネージャーが自らの責任と判断において個人を評価し、その個性を最大限伸ばすような育成方策を強化する。また、CEOやベンチャーキャピタリスト等とのネットワークの形成やコミュニティ活動を積極的に支援する。

3. 優れた技術を集約した共通基盤技術を円滑に利用する

【課題】

我が国の優れた要素技術を集約し国際的な共通基盤技術として活用していく取組が十分ではなく、その強化が求められている。欧米ではさらに共通基盤技術を標準化し多くを国際スタンダードとする取組が進められているが、我が国の対応は遅れている。

(1) 共通基盤技術の相互利用の枠組みづくりを促進する

「パテント・コモンズ」のコンセプトの導入・普及を図る

数多くの技術の中から「共通基盤的なもの」を切り分け、それらに関する特許権を相互に利用する手法として、近年ソフトウェア分野を中心に「パテント・コモンズ」(注1)という新たな概念が欧米において導入・活用され始めている。今後は、このようなパテント・コモンズのコンセプトの下、市場の拡大やイノベーションの促進を図ることが期待されている。

パテントプール(特許プール)の円滑な運用を図る

多数の権利者が存在する状況におけるライセンスの一括許諾やライセンス料率の低減が可能となるため、「パテントプール」(注2)はライセンス形態の一つの有力な枠組みとして、多くの活用事例がある。しかしながら、パテントプールの枠組みの利用方法によっては、競争制限的な効果が生じる場合があり得る。これに関し、パテントプールの形成・運用に関する独占禁止法上の考え方について、権利行使が不当な取引制限に該当するようなことがないよう公正取引委員会から二つのガイドライン(注3)が出されている。今後は、情報通信分野におけるパテントプールに関し、諸外国における動向(判例、競争政策当局の動き)等を注視しつつ、公正取引委員会のガイドラインを周知徹底し、円滑な運用を図る。

(注1)パテント・コモンズ：知的財産権は個々の企業が所有しつつ、一定の条件の下でコミュニティによる自由な使用を認める(特許権の不行使)仕組み

(注2)パテントプール：複数の権利者がそれぞれの所有する知的財産権についてライセンスする権限を特定の主体に委託し、他者は当該主体を通じてライセンスを受ける仕組み

(注3)「標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方」(2005年6月)、「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」(2007年9月)

(2) 国際標準化に向けた取組を強化する

共通基盤技術の相互利用を進め、これらの技術が国際標準として採用されることを目指し、国の研究プロジェクトの評価項目として国際標準化に関する取組を明確に位置付けること等を盛り込んだ「国際標準総合戦略」(2006年12月6日 知的財

産戦略本部)を着実に実施する。また、国際標準総合戦略等に沿って、日本工業標準調査会が技術分野別アクションプランを含む「国際標準化アクションプラン」を策定しているところ、産業界における各産業分野の特性や実情に応じた国際標準化活動に関するアクションプランの策定状況やその実施状況を早急にフォローアップする。

4.ベンチャー企業を含む中小企業において知的財産を積極的に活用する

【課題】

ベンチャー企業を含む中小企業については、高い技術力を有しているにもかかわらず、知的財産権に関する十分な知識を有していないため権利化しなかったり、権利化した場合であっても資金的要因等により事業化につなげられない場合が多い。

また、資金や海外ニーズに係る情報の不足により、外国における知的財産権の確保や事業展開が不十分となっている。

(1) 中小・ベンチャー企業による知的財産の戦略的活用を促す

中小・ベンチャー企業が知的財産を戦略的に事業活動において活用することを促すため、知的財産の活用策に関する具体的事例を含むマニュアルを整備し、その普及に努める。特に情報システムに関しては、受託者たる中小・ベンチャー企業による開発プログラムの再利用を促す「モデル契約」の普及に努める。

(注)モデル契約書：「情報システム・モデル取引・契約書(受託開発(一部企画を含む)保守運用) 第一版」(2007年4月 経済産業省)

(2) 中小・ベンチャー企業における知的財産を活用した資金調達を促す

知的財産を活用して資金調達を図る取組の一つとして知財信託があるが、その活用はまだ十分とは言えず、知的財産の価値評価を行うことのできる人材の不足等が指摘されている。また、中小企業基盤整備機構等の出資により、知的財産に着目した投資ファンドが設立されているが、このような取組はまだ緒についたばかりであり、地域における中小・ベンチャー企業による知的財産の活用促進に関する関係機関(地域知的財産戦略本部、地域経済産業局、中小企業基盤整備機構支部、都道府県、金融機関等)の間の連携も必ずしも十分とはいえない。このため、知的財産の価値評価を担う人材の育成及び各関係機関間の連携強化を図りつつ、知的財産に着目した融資、投資ファンドや知財信託の活用促進のための取組を強化する。

(3) 中小・ベンチャー企業等の外国出願の支援を強化する

外国への特許出願や育成者権出願には、国内出願に係る費用に加え、翻訳費用、外国での出願・審査に係る公的費用、外国の現地代理人に対する費用などが必要であるため、特に資金の乏しい中小・ベンチャー企業や個人にとっては負担が大きい。このため、国内特許の取得・維持に係る負担軽減を行うのみならず、中小・ベンチャー企業等による外国出願に係る費用を支援するための制度を拡充し、その普及を図る。

(4) 既存技術の改良による途上国等の地域ニーズへの対応を支援する

環境分野等における中小・ベンチャー企業による途上国等に対する事業展開を促進するため、各国・地域のニーズに関する積極的な情報収集・提供を行うなど、中小・ベンチャー企業が現地ニーズにきめ細かく対応した改良技術を現地で特許化したり、特許化した技術に独自の品質維持ノウハウ等を付け加えたりする等多様なビジネスモデルを追求するために必要な支援を行う。

5 . 国際展開を促進する

【課題】

我が国の優れた技術を国際的な諸課題やニーズに対応し活用して行くべく、海外での知的財産の取得やその積極的な活用・普及のための取組が重要である。しかし、我が国の外国出願比率は未だ低いなど国際展開の余地は大きい。

各国が独自の知的財産制度を運用し、制度調和が不十分なため、大きな手続き負担と費用負担が海外での権利取得の阻害要因となっている。

また、各国による知的財産制度の適正な執行が公正な国際競争の前提であるが、十分な執行が行われていない国もあり、模倣品・海賊版の流通が後を絶たない状況にある。

(1) 世界特許の実現に向けた取組を強化する

特許制度の調和に向け、先願主義への統一などの実体面では、先進国間の早期の最終合意を目指し一層の努力を傾注する。また、特許出願様式の共通化については、日米欧三極特許庁間における本年度中の最終合意、我が国においては2009年4月からの運用開始に向け取組を強化する。

各国の特許審査協力に関しては、「特許審査ハイウェイ」(注1)の対象国の拡大等に取り組む。

外国出願の利便性向上に向け、特許協力条約(PCT条約)に基づく国際出願制度に係る事務処理の改善と次世代電子出願システム構築のための取組を我が国が主導して推進するほか、国際出願手数料の引き下げの実現に向けた取組を進める。さらに、いわゆる「新ルート提案」(注2)の実現に向けた取組を推進する。

(注1) 特許審査ハイウェイ：第1庁で特許になった出願について、出願人の申請に基づき、第2庁において簡易な手続きで早期審査が受けられるようにする制度。米国、韓国及び英国との間で実施又は試行中。

(注2) 新ルート提案：第1国になされた出願を第2国の正規の出願と見なすとともに、第2国への翻訳文の提出期限を優先日から30月まで猶予する新たな国際出願ルール提案。

(2) 技術の国際的普及のための取組を促進する

グローバルな取組が求められる環境問題を始めとする世界的な課題やニーズに対応するため、国際貢献と国際競争力の強化の観点から、我が国の優れた技術を国際的に普及させていくことが求められている。このため、事業者の主体的判断を尊重しつつも知的財産権の対象となっている技術についても積極的に普及が図られるような取組

を促進する。

(3) 植物品種保護制度に関する国際調和を推進する

アジア域内において国際的に調和のとれた植物品種制度の整備を図るため、「東アジア植物品種保護フォーラム」を設置し、関係国との間で継続的な意見・情報交換と具体的な協力活動を行う。

E Uやアジア諸国等との審査データの相互利用、その対象品目の拡大等の国際的な審査協力を推進する。

国際的な植物品種の保護に向けた共通基盤技術として期待されるDNA品種識別技術や微量元素の分析による産地等の判別技術の開発及びその利用を推進し、その普及のための諸外国との情報交換を進める。

(4) 中小・ベンチャー企業の外国出願の支援を強化する（再掲）

(5) アジア諸国における知的財産に関する人材育成等を支援する

我が国の事業者がグローバルな事業活動を円滑に展開するためには、外国において知的財産が適切に保護されることが必要である。特に市場の拡大が見込まれるアジア諸国においては、知的財産制度が一定程度整備されているものの、その運用に係る専門的知見を有する人材やノウハウが不足しているため、知的財産が実効的に保護されていない場合も多い。このため、政府関係機関や民間企業・団体等と協力しつつ、中国、インド、ロシア、ベトナムその他アジア諸国に対して、知的財産権制度に係る人材育成や運用に関する協力を強化する。

(6) 模倣品・海賊版拡散防止条約の早期実現に向けた取組を強化する

我が国は、2005年のG8グレンイーグルズ・サミットにおいて模倣品・海賊版防止のための法的枠組み策定の必要性を提唱し、その後も米国等と連携しつつ早期実現に向け精力的に取り組んできた。今般、米国、E C、カナダ、スイス、ニュージーランド、メキシコ、韓国等知的財産の保護に関心の高い国々と緊密に連携を図り、本条約において実現すべき内容について集中的な協議を開始することとなった。今後も関係国との協議において方針や見解を迅速かつ明確に示し議論をリードし、本条約の早期実現に向けた取組を一層加速する。

(配慮事項)

知的財産に係る権利行使について配慮する

【課題】

米国を中心にいわゆる「パテント・トロール」という濫用的な特許権行使が問題となっており、日系企業も被害を受けている。我が国国内においてもこれを懸念する声が高まっているが、その対応方策についての十分な議論はなされていない。

正当な権利行使と権利濫用の境界に関する基本的観点を踏まえ、多角的に議論する

正当な権利行使を尊重することを大前提としつつ、いかなる態様の行為が権利の濫用に当たるか、適切な知的財産権の行使の在り方について、産業活力全体の向上や公共の利益確保の観点も踏まえ、民法上の権利濫用の法理（注1）、独占禁止法の考え方（注2）、差止請求の許容には次の4要件が必要とした米国最高裁判決（eBay判決）などを参考として、様々な場で多角的な議論を深める。

差止めを認めないと取り返しのつかない損害を原告が被る。

その損害が損害賠償請求だけでは十分に救済できない。

原告・被告の双方の損害のバランスを考慮し差止めが適切である。

差止めを認めても公共の利益に反しない。

（注1）ソフトウェア分野の特許権の行使の在り方については、「電子商取引及び情報財取引に関する準則」（2007年3月 経済産業省）が民法上の権利濫用（民法第1条第3項）に該当する可能性がある行為態様を掲げている。

（注2）特許法等による権利行使と認められる行為には独占禁止法は適用されないが（同法第21条）、「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」（2007年9月 公正取引委員会）は、技術に係る知的財産について、「権利の行使とみられる行為であっても、行為の目的、態様、競争に与える影響の大きさも勘案した上で、事業者に創意工夫を發揮させ、技術の活用を図るといふ知的財産制度の趣旨を逸脱し、又は同制度の目的に反すると認められる場合には、上記第21条に規定される「権利の行使と認められる行為」とは評価できず、独占禁止法が適用される。」旨述べている。

（以上）